

はじめに

保護者から虐待されている児童や非行児童が入所して社会人として自立するための支援をうける場である児童養護施設（旧養護施設）、児童自立支援施設（旧教護院）等の児童福祉施設においては、近年入所児童の権利侵害が社会的批判をうける事例が続くなど、施設サービスの質の向上と透明化、入所児童の権利擁護が喫緊の課題となっている。

この課題に応えるためには従来必ずしも積極的に取り組まれてこなかった児童福祉施設のサービスの内容、施設の運営に関する情報を広く開示し、提供していくことが必要であり、かつ有効である。それは、児童福祉法改正により法定化された入所の際の児童本人からの意向調査を実質化し、権利擁護を図ることにもつながるものである。

この研究は、そのような方向を目指す第一歩を意味するものである。

### 〔I〕研究の目的

平成9年に児童福祉法が改正され、都道府県知事（児童相談所長）が児童福祉施設に入所の措置等を行う際には児童及びその保護者の遺構を調査しなければならないこととなった。児童及び保護者がその意向を表明するためには、当然のことながらあらかじめ児童福祉施設に関する情報を十分に保有していることが前提となる。しかしながら、児童相談所や児童福祉施設から住民に対する情報の提供は積極的になされてこなかった。

特に、保護者のいない児童、虐待されている児童や非行児童等の保護を要する児童を対象とする児童養護施設、児童自立支援施設等では、住民に対して提供している情報が大変少ないのが現状である。しかし、これらの施設を利用する児童及び保護者に対しても、適切にサービス内容に関わる情報を提供し、そ

の意向を尊重していくことは、近年しばしば権利侵害の事例が報道されるこれらの施設の入所児童の権利を護り、閉鎖的と指摘されているこれらの施設におけるサービスの透明性の確保と質の向上に資するものである。

一方、これら児童養護施設や児童自立支援施設の側には、どのような種類の情報をどの程度、どのような手段・方法によって開示し、提供すればよいのか、そのことについて具体的な指針がないために戸惑いがみられることも事実である。いずれにせよ、入所児童や保護者のプライバシーに留意しつつ、児童と保護者に対して最善のサービスの選択につながるような情報をどのように提供、開示していけばよいかが早急に明らかにされなければならない。

この研究は、そのような課題に応える第一歩として、まずサービスを提供する児童相談所や児童福祉施設とそのサービスを利用する児童や保護者の双方の視点から情報の開示や提供に関わる実態の把握を試み、その結果を踏まえつつ可能な限り具体的に提言をとりまとめ、もって児童福祉サービスの向上に寄与することを目的としている。

### 〔II〕研究の方法

#### 1 調査のねらい

この調査のねらいは、第1には、すでに明らかかなように、児童福祉サービスの提供や利用に関わる児童相談所、児童養護施設等の児童福祉施設、そして利用者としての児童及び保護者、さらには地域住民や一般市民という三者の関係のなかで、どのような種類の情報が、どのような手段ないし方法によって開示あるいは提供されているのか、また利用されているのか、その実態を把握し、明らかにすることにある。さらにいえば、ここでいう実態のなかにはは、①どのような種類の情報がどの

ような手段・方法によって開示・提供されているかという事実に関わる側面と、②それぞれの関係者たちがどのような種類の情報をどのような手段・方法によって開示・提供しようと考えているかという意識の側面とが含まれている。この調査においては、①の事実の側面だけでなく、②の意識の側面についても重視した。情報の開示や提供について将来にわたる展望を得るためには関係者たちのこの問題に対する意識が重要な意味をもつと考えられるからである。

そのこととも関連して、第2のねらいは、この調査を行うことによって、関係者なかでも児童福祉施設関係者たちの、情報開示・提供問題にたいする意識を刺激することにおかれている。実態を明らかにするというに加えて、調査の対象となる関係者の情報開示・提供問題に対する関心を啓発し、あるいは強化するという効果を期待することに向けられている。すなわち、いわゆるアクションリサーチとして位置づけるというのが、この調査の、もう一つの、隠れた、しかし重要なねらいである。

第3のねらいは、情報を開示・提供する目的は最終的には児童や保護者の最善の利益、あるいは権利を確保するところにある、そのような視点から情報の開示・提供の実態を明らかにするというところにある。また、そのことにあわせて、児童福祉施設については情報の開示・提供に関わる事項のほかに、児童や保護者の苦情を受けとめるしくみや考え方についても調査の対象として組み込んでいる。

## 2 「情報」の種類と限定

さて、一口に情報といってもその内容は多様である。情報の開示・提供といっても必要とされる、あるいは意味をもつ情報の種類や方法は情報の提供者と受け手の属性によって異なってくる。たとえば、同じ情報の提供者であっても児童相談所と児童福祉施設では情

報の内容は異なってくるであろうし、同じ情報の受け手であっても児童福祉サービスの直接的な利用者である児童や保護者と間接的な利用者あるいは納税者である一般市民とでは求められる情報は異なってこざるをえない。

この調査で中心的にとりあげる情報は、前述のねらいに照らしていえば、あくまでも児童福祉サービスの利用者である児童や保護者にとって必要であり、また意味のある情報である。その限りでいえば、児童相談所が提供する情報は、利用者としての児童や保護者に必要とされるサービスメニューについての情報や、選択の対象となりうる施設における生活や専門的援助活動のありかた等に関する情報ということになる。同様に、児童や保護者に必要とされる情報ということになれば、児童福祉施設に期待される情報も、おのずとそれぞれが提供しているサービスの内容、すなわち衣食住、日課、専門的援助活動のありかた等に関する個別的で具体的な情報ということになろう。

一方、情報方法の受け手が一般市民ということになれば、児童相談所であれ児童福祉施設であれ、求められる情報の内容は別のもとなる。なかでも、児童福祉施設についていえば、一般市民を受け手とする場合に求められるのは、サービスそのものに関する情報というよりも、その運営管理に関わる情報である。施設経営のアカウンタビリティを明確にするという目的にそうためには、事業の内容もさることながらその運営や管理に関わる情報の開示が不可欠であろう。ただし、この調査では、その点については児童福祉施設側になんらかのかたちで運営管理に関わる情報の開示・提供を行っているか、あるいはそれを行う考えがあるかどうかを副次的に尋ねるにとどめたい。

すなわち、この研究の中心的な課題は、児童福祉サービスの提供者である児童相談所や児童福祉施設がその直接的な利用者である児

童や保護者に対して提供している情報の内容やその提供のしかたを明らかにすることであり、またそのような情報がその受け手である児童や保護者によってどのように受けとめられているか、児童や保護者はどのような種類の情報を求めているかを明らかにすることである。

### 3 調査対象施設の限定

この研究の目的は、「児童福祉施設の情報開示及び入所児童の権利擁護の在り方に関する総合的研究」という研究課題名が示すように、児童福祉施設全般における情報開示・提供や権利擁護の実態を明らかにすることにあるが、調査の実施にあたってその対象を最終的には児童養護施設を中心に児童相談所及び児童養護施設の利用者である児童及び保護者に限定することにした。

その理由は、まず保育所については、すでに措置方式にかわる選択申請方式の導入とともに、市町村に管内の保育所についての情報の開示・提供が義務づけられ、個々の保育所についても情報開示・提供の努力義務が課せられおり、おのずと他の児童福祉施設とは状況が異なっているからである。つぎに障害児施設については、施設利用を必要とする事由において児童養護施設等の養護系の施設とは異なっているということである。共通する部分はあるにせよ、問題の状況にはかなりの違いがあると考えられる。

最後に、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設からなる養護系の施設であるが、近年これら3種類の施設について利用児童の重なりが拡大してきているという指摘がみられる。しかし、それにもかかわらず、これら3種類の施設は施設の形態も運営の理念も、またそこで提供されている援助活動のありようもかなり異なっており、同列に扱うことは困難であると考えられる。児童養護施設と類縁性の深い里親サービスについても

事情は類似している。

以上のような事情ならびに調査に対する協力の得やすさ等を勘案し、最終的には、前述のように、調査の実施にあたってその対象を最終的には児童養護施設を中心に児童相談所及び児童養護施設の利用者である児童及び保護者に限定することにした。しかし、もとより、この調査で得られる知見には、施設種別による差異を考慮して慎重に扱われれば、保育所、障害児施設を含めて児童福祉施設全般におけるサービスの質的向上と児童の権利擁護に資する部分が少なからず含まれるものと考えられる。

### 4 調査の方法

ここまでの検討を前提に、この調査では以下の3通りの調査を実施することとした。

- ① 子どもの権利保障に関する調査
  - ② 児童相談所の施設紹介に関する調査
  - ③ 情報提供に関するヒアリング調査
- ① 子どもの権利保障に関する調査

目的： 児童養護施設の利用者にたいする情報提供、施設利用希望者や地域住民にたいする情報開示・情報公開、施設利用者の権利擁護の取り組みについて児童養護施設関係者の意見を聞くとともに、すぐれた実践を把握する事を目的として実施したものである。

対象： 全国児童養護施設協議会協議員  
(正副会長を含むそのうち学識経験者協議員は除く) 62名

方法： 郵送による質問紙法

- ② 児童相談所の施設紹介に関する調査

目的： 児童福祉施設等への措置を検討するに際し、①現在どのような情報提供が行われているか、②今後どのように情報提供が行われるべきかについて、各児童相談所のベテ

ラン児童福祉司の考え方を調べる  
ことを目的とする。

対象：全国の中央児童相談所 59カ所

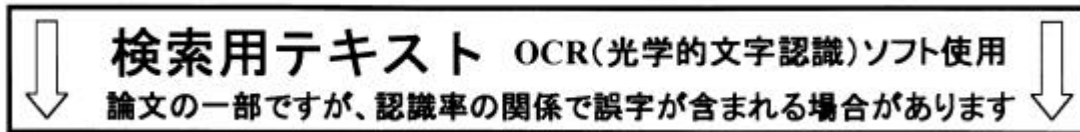
方法：郵送による質問紙法

③ 情報提供に関するヒアリング調査

目的：関係者によってどのような内容の  
情報がどのように提供されているの  
か、またそれが利用者によってどのよう  
に受けとめられているかを、具体的な  
ケースについて個別に確認し、情報提  
供の在り方について検討することを  
目的とする

対象：養護ケース 11

方法：各養護ケースについて、担当児童  
福祉司、措置先施設長、利用者  
(ケースより児童と保護者もしくは  
はいずれかの一方)に面接調査を  
行う。



はじめに

保護者から虐待されている児童や非行児童が入所して社会人として自立するための支援をうける場である児童養護施設(旧養護施設)、児童自立支援施設(旧教護院)等の児童福祉施設においては、近年入所児童の権利侵害が社会的批判をうける事例が続くなど、施設サービスの質の向上と透明化、入所児童の権利擁護が喫緊の課題となっている。

この課題に応えるためには従来必ずしも積極的に取り組まれてこなかった児童福祉施設のサービスの内容、施設の運営に関する情報を広く開示し、提供していくことが必要であり、かつ有効である。それは、児童福祉法改正により法定化された入所の際の児童本人からの意向調査を実質化し、権利擁護を図ることにもつながるものである。

この研究は、そのような方向を目指す第一歩を意味するものである。